

## これまでの議論と「最終とりまとめ」に向けた考え方（案）

中間とりまとめ（平成29年4月）	「最終とりまとめ」に向けた考え方（案）
<p>1 段階的な移住・交流を支援する</p> <p>第2で紹介したとおり、国民各層のライフスタイルの多様化に対応するとともに、将来の農山漁村への移住願望を実現する観点から、中長期的な対応が求められている。</p> <p>将来的に地方移住を希望する者が、最終的に希望する地を選択し、移住地に住民票を異動するまでには、移住希望者の家庭環境や生活環境等により様々な段階（ステップ）を経ることが一般的であると考えられる。例えば、地方移住の希望を有するものの、都市部に仕事や生活の基盤を持つため、すぐに移住することが困難であることから、移住希望先の地域と触れあう機会を経ながら、最終的な移住地を決めようとする者等が想定される。</p> <p>したがって、移住希望先の地域においては、これらの者との積極的な交流の機会を創出することが求められている。具体的には、地方公共団体において、移住希望者が地域との関わりを深めようとする段階的なニーズに対応する形で、地域住民との協働により、施策を検討することが望ましい。</p> <p>各地方公共団体においては、人口を回復・増加させることを主たる目的として移住・定住の施策が実施されているが、移住希望者が最終的な移住地を決めるには一定の期間が必要となるため、地域外の者からの交流の入り口を増やすことや、地域住民との交流の機会を積極的に創出し、将来の移住・定住を促すための仕組みを整えることが有効であると考えられる。これらを通じて、段階的な移住・定住を希望する者の想いの受け皿を確保すべきである。</p> <p>また、<u>進学や就職、結婚や子育て、リタイヤといったライフステージに応じた移住・定住のニーズが存在することから、そのライフステージに応じた多様な交流の入り口を用意することが重要となる。</u></p> <p>なお、総務省において実施されている施策についても、住民票の異動を直接的な要件とする施策に加え、移住希望者が移住に向けた階段を一步一步登ることができるように、その一段一段を低く感じることができるような施策を充実させるべきである。</p> <p>この点について、ライフステージに応じた多様な交流の入り口を増やす施策として、例えば、子どもや若者に着目してみると、特に幼児・児童期から地域とどのように触れ合うかが重要である。子どもを農山漁村に宿泊・滞在させるとともに、農林漁業等の体験を行わせ、地域住民との交流を深めるなどの動きを更に拡充することが重要である。こうした取組による豊かな体験（ボランティ</p>	<p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども農山漁村交流プロジェクトの拡大や地域滞在型インターンシップ等、都市住民のライフステージに応じた多様な交流の入り口を増やす具体的な施策のあり方</li> <li>総務省において実施している移住・交流施策について、改善すべき点等</li> </ul> <p>【参考】 移住・交流施策に関する政府の方針</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援</p> <p>(4) 地域の活性化</p> <p>① 地域活性化に向けた取組</p> <p>地域おこし協力隊の拡充のほか、<u>進学・就職などのライフステージに応じた多様な移住・交流の推進を図る。</u></p> <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）</p> <p>Ⅲ. 各分野の施策の推進</p> <p>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>⑧ 地方生活の魅力の発信等</p> <p>(概要)</p> <p><u>人々のライフステージに応じた段階的な移住・定住の推進策等を進めるにあたっては、あわせて、地方生活の魅力を発信する必要がある。このため、地方生活の魅力についての効果的・戦略的な発信の在り方を検討するとともに、好事例の収集・発信・横展開等を行う。</u></p>

ア活動、自然体験活動等)を通して、地域づくりに関する関心を高めていくことが必要であり、現在の小学生から中学生、高校生、更には大学生まで対象を拡大すべきである。

また、近年、若い世代、特に高校生以下の生徒等が、地域住民や事業者等と連携して地域課題の解決を図る取組がみられるところであり、これらの取組には地域課題の解決や移住促進にとどまらず、I・Uターンの誘発効果がみられるものもある。こうした取組を支援することにより、若い世代の「ふるさと」への想いの形成に寄与することが期待される。

さらに、高等教育機関においては、年間を4学期に分け、学期ごとに科目が完結する、いわゆるクォーター制を導入する動きが活発化している。クォーター制が導入される大学等においては、長期休暇等を活用して地域に入り、暮らしを経験することが可能となるなどのメリットがあり、大学等と地域の現場をつなげる基盤づくりにも寄与することが期待される。このような大学等の動きに合わせて、ふるさとワーキングホリデーのように学生等を対象として一定期間地域に滞在しながら、リアルな暮らしを体験する機会を提供するなどの取組を支援することが有効である。

このほか、近年、地域おこし協力隊のように住民票を異動させ、長期間にわたり地域に入るスタイルに加え、短期間の地域滞在型のインターンシップ事業が各地で実施されるようになっている。具体的には特定の地域に入り、一定のプロジェクトを通して地域に関わり、自分らしいキャリアをデザインするプログラムであり、選択肢として比較的選び易い地域への入り口の一つとなっていることから、このような取組も参考とすべきである。

(具体的取組)

すぐには移住できないが地方への移住願望のある都市住民に対し、地方生活の理解を深め、その不安を払拭させるため、それぞれのニーズに応じた地域の暮らしをリアルに学ぶ機会を積極的に提供する。

## 2 「ふるさと」への想いを受け止める

### (1) これまでの取組

(略)

### (2) 「ふるさと」への想いを受け止める仕組み

前述したとおり、段階的な移住・交流の支援や、「ふるさと」への想いを受け止める仕組みを検討するに当たっては、人々の多様なライフスタイルに応じた中長期的な対応が求められているほか、人々の地域との関わり方のニーズに合わせて検討することが必要である。

近年、法令上の「住民」ではないものの、「近居の者」や「遠居の者」等が、住所地以外の地域コミュニティ活動等に積極的に参加するなど、その地域との関わりを深めており、これらの者が地域住民の暮らしや地域コミュニティを支えている実態も指摘されている。

また、東日本大震災、熊本地震や新潟県糸魚川市大規模火災等を契機に国民各層からの多額の寄附金やボランティア活動が提供されるとともに、災害からの復興に当たり多様な地域外の人材が被災地域に継続的に関わることで重要な役割を果たすなど、近年、国民の地域への貢献に係る意識の高まりが顕著になっている。

このように、必ずしも移住という形でなくとも、特定の地域に対して想いを寄せ、継続的に関わりを持つことを通じて、貢献しようとする人々の動きを国や地方公共団体は積極的に受け止めることができる新たな仕組みを検討することが望ましい (図2参照)。

以上のような観点から施策を実施することは、国民各層の「ふるさと」に対する意識を刺激するとともに、それを受け止める地域の自治意識を大きく進化させることにつながるほか、「ふるさと」を外から支えようとする人々のエネルギーを受け止めるため、各地方公共団体において積極的な取組がなされるという点で大きな意義があると考えられる。

資金や知恵、労力を提供するなど、「ふるさと」に貢献したい者が、その地域にすぐに移住することができない場合でも、地域の伝統文化の承継に係る活動や、地域づくりの担い手としての活動を行うことを継続的に支援するなど、外部から多様な関わりを持つことを可能とする新たな仕組みを整えることは、今後の地域づくりの展開に向けた有効な方策の一つであると考えられる。

地方公共団体においては、「ふるさと」に貢献したい者が地域や地域住民との関わりを持つことを支援するほか、このような者に、地域活性化に係る事業等に対する意見を積極的に求めたり、必要な行政サービスを提供したりすることにより、外部からの継続的な支援を得られるような仕組みを

### 【論点】

- ・ 「ふるさと」への想いを受け止める仕組みの具体的なあり方について、どのように考えるべきか。

#### 1 具体的な方向性

- ▶ 住民以外の「ふるさと」に様々な関わりを持つ者(以下「関係人口」という。)の、「ふるさと」の地域づくりに対して資金や知恵、労力を提供することで貢献したいという想いを継続的に受け止める仕組み(以下「新たな仕組み」という。)として、すでにいくつかの地方自治体が行っているような登録の仕組みを設けることが考えられるのではないか。
- ▶ 新たな仕組みには、どのようなことが求められるか。
  - (1) 安定性・継続性
  - (2) 登録の対象とする地方自治体側、新たな仕組みに参加する者(以下「登録者」という。)側、それぞれに意義・効果が認識されること
  - (3) 国民に広く認識されること

#### 2 登録について

- ▶ 国民が、新たな仕組みに参加することの意味について、どのように考えるべきか。
- ▶ 新たな仕組みについて、全国一律で導入する事項と地方自治体の裁量にゆだねる事項をどのように整理すべきか。
- ▶ 登録者の範囲をどのように整理すべきか。

例えば、その地域にルーツがある者は全ての地方自治体で登録対象とし、それ以外の者については、地方自治体が地域の実情に応じて登録するか否かを定めることができることとする仕組みは考えられるか。

「風の人」の想いは、新たな仕組みとは別の施策で受け止めるべきではないか。

<その地域にルーツがある者>

- ① 近隣の市町村に居住する「近居の者」
- ② 遠隔の市町村に居住する「遠居の者」

併せて整えることが有効である。

この仕組みは、「ふるさと」に想いを寄せている者との関わりを新たに創出するとともに、より深い関わりを創り出す手段として位置づけられるものである。また、「関係人口」について、地域づくりを動かす存在として認識し、その増大に取り組む地域も出てきている。本検討会で検討する仕組みは、この「関係人口」づくりを促進するものとも言える。

これに加えて、第2において指摘した農山漁村等の「ふるさと」の果たしている役割（公益的機能）の大きさを改めて認識する契機とし、国民全体がこれらを支える責務を有するとともに、「ふるさと」の価値を維持・確保する取組に参画する権利を有することを再確認すべきである。また、「ふるさと」の地域づくりの担い手として、「関係人口」のうち、現に様々な関わりを持つ者（「近居の者」や「風の人」等）の役割を評価するとともに、「遠居の者」や「何らかの関わりがある者」による「ふるさと」との関わりを新たに引き出すことに寄与することが期待できる（図3参照）。

さらに、都市と農山漁村における人的な交流が拡大する傾向にあり、これらの動きを更に加速させることで、都市と農山漁村における新しい共生の形を後押しすべきである（図4参照）。

これらは、地方公共団体のみならず国にとっても大きな意義を有するものであり、本来であれば国も自らの政策を通じて地域の活性化を促す立場にあることに鑑みれば、制度を構築する国においても相当程度の役割を担うことが望ましい。このため、制度の構築に当たっては、国と地方公共団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たす仕組みとすることが適当である。

国と地方公共団体の取組により、「ふるさと」を支える外からのエネルギーと、地域内の内発的エネルギーとが触れあう機会を創出することで、様々な創発を生み出し、ある種の好循環を生み出すことを目指し、引き続き具体的な検討を進めるべきである。一方、これらの仕組みを検討するに当たっては、地域とその地域に貢献したい者等の考え方をどの程度まで事前に調整すべきか、また、広域自治体である都道府県と基礎自治体である市町村の役割分担や小規模自治体への配慮等について、引き続き検討が必要である。

さらに、「関係人口」づくりを促進するため、地域間の競争が予想される場所であるが、これについてどのような対応が考えられるかについても検討する必要がある。

<その地域にルーツがない者>

- ③ 過去にその地域での勤務や居住、滞在の経験等を持つ「何らかの関わりがある者」
- ④ ビジネスや余暇活動、地域ボランティア等をきっかけにその地域と行き来するいわば「風の人」

~~国民の「ふるさと」への想いを広く受け止めるという趣旨から、条件等を付さず、国民の意思で登録できることとすべきか。~~

- 「ふるさと」の地域づくりに、登録者が真に貢献する仕組みとするため、登録する地方自治体を短期で変更できないようにすべきではないか。
- 登録者の責務や「ふるさと」の地域づくりへの参加の形態について、どのような内容が考えられるか。また、地方自治体が地域の実情に応じて自由に定め、登録しようとする者に提示することとすべきか。

### 3 登録の対象とする地方自治体について

- 登録の対象とする地方自治体について、どのように考えるべきか。

- ① 国民の「ふるさと」への想いを広く受け止めるという趣旨から、全ての地方自治体を登録の対象とすべきではないか。

新たな仕組みを活用するかどうかは、地域の実情に応じて、地方自治体が判断すべきことから、地方自治体が判断できる仕組みとすべきか。

- ② 国民の想いと結びついている地域コミュニティの関係施策を実施する主体としては、多くの場合、基礎自治体である市町村が想定されることから、市町村のみを登録の対象とすべきではないか。

- ③ 「ふるさと」の地域づくりに、登録者が真に貢献する仕組みとするとともに、過度の地域間競争を防ぐため、登録できる地方自治体を1カ所に限定すべきではないか。

国民の「ふるさと」との関わりが多様化していることから、「ふるさと」への想いを広く受け止めるためには、複数箇所への登録を認めるべきか。

### 4 登録者に対する行政サービスについて

- 登録者に対して提供される行政サービスについて、定期的に情報を提供することのほか、どのようなものが考えられるか。

例えば、住民と同様又は住民に準じた行政サービスの提供を求めることとした場合、提供される行政サービスにどのようなものが考えられるか。(公共施設の利用等)

#### 5 その他

- 新たな仕組みの登録の対象とする地方自治体側、登録者側、それぞれの意義・効果について、どのように考えるべきか。
- 都道府県等に求められる役割について、どのように考えるべきか。
- 新たな仕組みの構築に当たり、必要な財源について、どのように考えるべきか。

#### (前回検討会における議論)

- ・ すでになんかの地方自治体に取り組んでいるような登録の仕組みについて、モデル事業等を実施してはどうか。

### 3 地域における環境を整える

段階的な移住・交流の支援や、「ふるさと」への想いを受け止める仕組みを円滑に進めるためには、「関係人口」である「近居の者」「遠居の者」「何らかの関わりがある者」「風の人」それぞれと地域との関わりを顕在化させ、「関係人口」と「ふるさと」を継続的につなぐ新たな仕組みの構築を検討する必要がある。

この新たな仕組みを機能させるためには、「関係人口」と地域の間で、それぞれの想いやニーズを把握した上でコーディネートし、マッチングする中間支援機能が不可欠になる。地域に想いを寄せる「関係人口」としては、地域の暮らしを応援したいと考えている「近居の者」のみならず、専門的な知識や経験を提供して貢献したいと考えるビジネスパーソンや、地域課題の解決を図るための社会貢献活動を検討している民間企業等も存在する。「関係人口」の地域との関わりが、本当の意味で地域づくりへの貢献となるためには、事前に地域課題を共有しておくことが重要であり、「関係人口」に対する複層的なネットワークによるアプローチが必要である。

このため、例えば、地域外からの資金、人材、情報等の資源提供者と、地方公共団体やNPO等の中間支援組織が求めるニーズをクラウド化し、マッチングするためのプラットフォームを構築するなど、中間支援機能を積極的に支援することも考えられる。

受入側の地域としては、地域課題を共有するだけでなく、「関係人口」のおかれている状況やライフステージ等に応じて、その想いを受け止めるプロジェクトを企画、実施することにより、地域づくりへの貢献を実現させることが必要となる。

このような「関係人口」と地域をつなぐ取組を効果的なものとしていくためには、地域の中においてもコーディネート機能・プロデュース機能を発揮できる自立した中間支援機能が不可欠であり、その中心的な役割を担う人材の育成に対する支援についても併せて検討する必要がある（図5参照）。この場合の中間支援機能は、都道府県や広域的な圏域で担うことが望ましい場合もある一方で、市町村や地域コミュニティレベルで取り組むことが有効であることも考えられ、具体的なあり方については引き続き、議論を深める必要がある。

なお、「関係人口」との関係性を長期的に継続し、将来的な移住や二地域居住等に結びつけるためには、移住者や地域に貢献したいと考える者が、地域に対して抱いている生活環境面（交通インフラ、買い物環境、医療・福祉サービス、教育環境等）や仕事面（求人、所得等）での気がかりを解消し、積極的に地域を選択して活躍できる環境を整えるための支援を引き続き講じていくことも求められている。

#### 【論点】

- ・ 行政機関とともに、移住・交流施策や「ふるさと」への想いを受け止める仕組みを担う中間支援機能の具体的なあり方について、どのように考えるべきか。
- ・ 特に中間支援機能の中心的な役割を担う人材の育成に対する支援について、どのようなものが考えられるか。

#### （前回検討会における議論）

- ・ 「関係人口」を新たに創出するとともに、より深い地域との関わりを創り出すためには、プロデュース機能が重要である。中間支援機能を担う人材にフォーカスしたモデル事業等を実施し、社会に発信してはどうか。
- ・ NPO法人てごねっと石見（島根県江津市）、NPO法人おっちラボ（島根県雲南市）、株式会社西栗倉・森の学校／エーゼロ株式会社（岡山県西栗倉村）、一般社団法人神山つなぐ公社（徳島県神山町）等、「関係人口」を意識し、プロデュース機能を果たしている取組をモデル化してはどうか。

今後は、人口が減少しても都市と農山漁村との共生・互恵関係に基づき、より少ない人口が活発に交流し、多様な人と人とのネットワークが構築されることによって地域が活性化する仕組みづくりを目標とする必要がある、まずは、このような「関係人口」との関わりを深めることの意義について国民各層の理解を深めることが重要となる。

加えて、農山漁村のみを対象とした対策だけではなく、それらの地域の発展とともに、核となる地方都市の都市機能の充実を図るという両面からの対策を講ずる必要があることから、個々の地方公共団体の取組だけではなく、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想等の広域連携を更に推進することも求められる。